

「旅費規程」一部改定について

平成 30 年4月1日

一般社団法人和食文化国民会議

会長 伏木 亨

平成 30 年(2018 年)4月1日より「旅費規程」【別表2】を下記対照表の通り一部改定いたします。

(下線部分は改定箇所)

改 定 後	旧
<p>【別表第2】 備考 (1) 日当は、宿泊を伴う旅行日に応じた日数分を支給する。 <u>ただし、業務前日に移動のみを行う旅行日、業務翌日に移動のみを行う旅行日については、日当を支給しない。</u></p> <p>(4) <u>宿泊を伴わない旅行であって、移動時間を含め4時間を超える業務に従事した場合は、日当として定額の2分の1の額を支給することができる。</u></p> <p>(5) <u>法人が主催する会議等への出席については日当を支給しない。</u></p>	<p>【別表第2】 備考 (1) 日当は、宿泊（前泊を除く。）を伴う旅行日に応じた日数分を支給する。ただし、宿泊を伴わない旅行日であっても、移動時間を除き1日4時間を超える業務に従事した場合は、日当として定額の2分の1の額を支給することができる。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

以上